

2013年1月24日
全国港湾12発第49号

全日本海員組合
組合長 藤 澤 洋 二 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸 谷 欽一郎

FOC・POCキャンペーンに関する、当連合会の対応について

全国港湾は、1984年にITFの便宜置籍船対策活動に「賛意の立場」で貴組合の活動に協力することを合意し、2004年には、共同行動が20年を経たことの今日的意義を再確認し、当連合会がITFに加盟したこともふまえ、ITF方針を共通の立場で支持して共同行動を進めることを合意して今日に至っています。

この間の、両組織が共同して行うFOC・POCキャンペーン活動によって、ITF協約を締結するFOC船は拡大し、当該外国人船員は貴組合の非居住組合員として登録されるにいたっています。これは、貴組合の努力とともに、海員・港湾両組織の共同行動の大きな成果と考えるものです。

この経過をふまえ、全国港湾は本キャンペーンによって得た成果を、共同行動の一方の当事者である当方に還元することによって、全国港湾が本キャンペーンの発展・強化に益々寄与できるであろうことを指摘し、貴組織と協議を重ねてきました。具体的には、貴組織が当連合会に対する、本キャンペーンに係る財政的還元です。その際、何らかの還元措置、あるいはそのための用意が貴組織にない場合は、本年1月29日から行われる第90次キャンペーン以降、同キャンペーンには協力できないことも通知してきた通りです。

しかし、本問題に関して開催されたトップ会談(当連合会委員長、貴組合長、港運同盟会長)では、貴職から当連合会の本キャンペーンに対する「貢献は大いに評価している」こと、並びに、ITFに対して海員組合より全国港湾に何らかの「還元を求めていく」ことが表明され、今後も、この三者会談を継続することになりました。

この経過を踏まえ、1月22～23日に開催した全国港湾第5回中央執行委員会は、当面の対応について協議しました。その結論は、①あらためて、全国港湾として、本キャンペーンに係って、全国港湾の立場を表明し、貴組合からの財政的還元を文書によって求めること、②貴組織の検討時間的猶予も必要との判断から、直ちにキャンペーン行動の協力を止めることとしないこと、③したがって、第90次キャンペーンはこれまで通り関する共同行動を行う、という内容です。

したがって、本状によって、全国港湾の意思を重ねて伝えると共に、貴組織が当方の意を御賢察のうえ、一日も早く「キャンペーンの成果に対する還元」を決断されるよう重ねて申し入れる次第であり、本状に対する、貴組織の考えについて、双方の様々な協議ルートを通じて、ご返答願いたいと考えます。

なお、全国港湾は、貴組織と永年に亘り築き上げられてきた友好と連帯の関係、並びにFOC・POC活動の重要性はいささかも否定する立場になく、むしろ、これを発展させていきたいと考えていることを付言します。また、FOC・POC活動について、貴組織との協力関係が維持できない場合でも、ITF加盟組織の一員である全国港湾として独自に取り組む意向であることも表明しておきます。

以上

2013年1月24日
全国港湾12発第50号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸谷 欽一郎



FOC・POCキャンペーンに関する当面の対応方針について

全国港湾は、ITF方針に基づき、これまで海員組合と共同行動を進めてきました。この実績をふまえて、全国港湾は2年余の間、海員組合に対し共同行動によって得た成果を還元するよう強く求めて協議してきました。昨年11月30日には、海員組合が全国港湾に対し、何らかの還元措置、あるいはそのための用意がない場合は、2013年1月29日から行われる第90次キャンペーン以降、同キャンペーンには協力できないことを通知してきました。

本件に関し、過日(1月16日)トップ会談(全国港湾委員長、海員組合組合長、港運同盟会長)が行われ、海員組合から、全国港湾の本キャンペーンに対する「貢献は大いに評価している」こと、並びに、海員組合としてITFに対して全国港湾に何らかの「還元を求める」ことが表明され、今後も、この三者会談を継続することになりました。

この経過を踏まえ、1月22～23日に開催した全国港湾第5回中央執行委員会は、当面の対応について協議し、①あらためて、全国港湾として、本キャンペーンに係って、全国港湾の立場を表明し、海員組合からの財政的還元を文書によって求める、②海員組合の検討のための時間的猶予も必要との判断から、直ちにキャンペーン行動の協力を止めることとしない、③したがって、第90次キャンペーンはこれまで通り共同行動を行うことを確認し、別添の通りの文書を本日(1月24日)海員組合組合長に手交する予定です。

については、各単組・各地区港湾は、中央執行委員会確認にもとづき、次の通り対応することを指示します。

記

1. 当面、1月29～31日に実施される、第90次FOC・POCキャンペーンについては、これまで通り海員・港湾共同行動として実施されたい。
2. 地区港湾は、今次FOC・POCキャンペーン行動を契機に、当該地区海員組織に対して、全国港湾が海員組合に求めている「還元」の意義と全国港湾の立場について、より理解を求めるべく対応されたい。

以上

<添付> 海員組合宛「FOC・POCキャンペーンに関する、当連合会の対応について」

2013年1月24日
全国港湾12発第55号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸谷 欽一郎



FOC・POCキャンペーンに関する緊急指示について

海員組合からの要請に基づき、本日午後(1月24日)、海員組合組合長と全国港湾委員長が協議した。全国港湾は、第5回中執の確認に基づき、海員組合宛の文書の手交も、その場で行うことで対応しようとした。

しかし、海員組合側の対応は、文書は受け取れないに終始し、話し合いの継続も拒絶した。

したがって、公文第50号(1月24日付)にて、第5回中執の確認を前提に、第90次キャンペーンを共同で実施する旨を指示したが、文書受け取りを拒絶する事態は第5回中執での状況認識から大きく変わったと考えざるを得ないと判断するに至った。

ついでには、公文第50号による指示を、緊急に次の通り変更するので対応されたい。

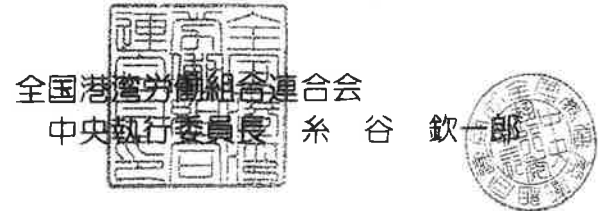
記

1. 1月29～31日に実施される、第90次FOC・POCキャンペーンは、共同行動として実施しないこととする。
2. したがって、各地区港湾は、当該地区海員組織に、共同行動を行わない旨を通告すること。
3. なお、各地区において混乱が予想されるが、事態の急変を理解され、地区における状況の変化などについて、全国港湾書記局に必要な情報を集約されたい。

以上

2013年1月25日
全国港湾12発第56号

ITF コーディネーター
大堀 二三男 殿
(写) ITF東京事務所
代表 瀧 勝次 殿



第90次FOC・POCキャンペーンに関する全国港湾の対応について

全国港湾は、ITF方針を支持する立場から、全日本海員組合と共同で、FOC・POCキャンペーンをこれまで取り組んできました。

昨年11月30日に行われた「第26回海員・港湾中央FOC・POC中央連絡会」において、2013年キャンペーン計画と第90次キャンペーン計画について検討し、計画の承認を行いました。その際、全国港湾は、海員組合に対してFOC・POC活動の成果に対する還元を求めて協議していること、及び、この協議において前進が見られない場合は、第90次キャンペーンは協力できないこともあり得ると報告したことは、ご承知の通りです。

その後、全国港湾と海員組合はトップ会談を含め協議を重ねてまいりました。全国港湾は、第5回中央執行委員会(1月22～23日)を開催し、この間の協議経過をふまえて、海員組合が「活動への貢献は大いに評価している」とした姿勢に着目して、時間的猶予を取る意味でも第90次キャンペーンを共同で行うことを確認してきました。しかし、2013年1月24日の段階にいたって、海員組合より前向きな回答を得ることができず、むしろこの間の姿勢より後退したとも受け取れる状況で、当方の意思をあらためて明らかにした書簡(別添)についてすら「受け取れない」とされました。

したがって、全国港湾は、第90次キャンペーンを共同で行えないと判断せざるを得ず、1月24日に、組織内部にその旨を指示したところです。

ついては、貴職に対しあらためて、本状をもって第90次キャンペーンでの共同行動を行えないことを通知いたします。

なお、全国港湾は、海員組合と永年に亘り築き上げられてきた友好と連帯の関係、並びにFOC・POC活動の重要性はいささかも否定する立場になく、むしろ、これを発展させていきたいと考えていることを付言します。また、FOC・POC活動について、海員組合との協力関係が維持できない場合でも、ITF加盟組織の一員である全国港湾として独自に取り組む意向であることも表明しておきます。

以上

<添付> 海員組合宛「FOC・POCキャンペーンに関する、当連合会の対応について」

2013年1月25日
全国港湾12発第57号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸 谷 欽一郎



FOC・POCキャンペーンに関する当面の対応について

公文第55号(1月24日付)にて、1月29～31日に実施される、第90次FOC・POCキャンペーンは、共同行動を実施しないと指示した。

あらためて、各単組、地区港湾の理解を要請するとともに、公文第55号に加えて、当面の措置について、次の通りとするので対応されたい。

記

1. ITFコーディネーター、及びITF東京事務所に対しては、別添の通りの連絡を送付し、理解を求めているので、参照されたい。
2. 当面の具体的措置として、次の通り対応されたい。
 - (1) 第90次キャンペーンについては、当該地区海員組織に、共同行動を行わない旨を通告すること。
 - (2) 今後、ITF方針を支持してFOC・POCキャンペーンを港湾独自でどのように実施していくかについては、その有効なあり方を含め、ITFと十分に相談して対応するので、その結果を待たれたい。
 - (3) 現在計画されている各地区での、本活動における地区連絡会や学習会については、従来通り参加し、全国港湾の立場を明確に主張されたい。
3. なお、各地区において混乱が予想されるが、事態の急変を理解され、地区における状況の変化などについて、全国港湾書記局に必要な情報を集約されたい。

以上

<添付> ITFへの連絡文書

海港労協 14-013 号

平成 26 年 12 月 3 日

全国港湾労働組合連合会

中央執行委員長 糸谷 欽一郎 殿

日本海員港湾労働組合協議会

事務局長 浦 隆幸



日本海員港湾労働組合協議会の会費納入について

初冬の候、貴労組におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、日本海員港湾労働組合協議会に関しましては、平成 24 年 12 月開催の第 4 回拡大幹事会以降、活動が行われておらず、平成 25 年度の会計状況は下記のとおり、一切の支出はなく、会費および利息収入のみが積みあがっている状況にあります。この様な状況を鑑み、当面の間会費の徴収を見合わせたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(平成 25 年度収入)

全国港湾分会費	408,000 円
港運同盟分会費	72,000 円
海員組合分会費	720,000 円
利息	583 円
合計	1,200,583 円

(平成 25 年度支出)

	0 円
平成 25 年度収支	1,200,583 円
平成 26 年 10 月末残高	4,362,518 円

以上